

政 策 提 言 書

令和元年12月24日
都 城 市 議 会

政 策 提 言 書

都城市長 池 田 宜 永 様

都城市議会基本条例第4条第3号の規定により、ここに提言します。

都城市議会

議長 榎 木 智 幸



目 次

1 人口減少対策に関する提言	・・・・・	P 1
2 子育て支援対策に関する提言	・・・・・	P 6
3 外国人との共生社会実現に関する提言	・・	P 1 7
4 居住環境の整備（空き家等・市営住宅跡地利用）に 関する提言	・・・・・・・・・・・・・	P 2 0
5 防災・減災対策に関する提言	・・・・・	P 2 4

1 人口減少対策に関する提言

(1) 本市における現状及び課題等について

ア 現状

本市の人口は、年度当初の4月1日時点でもみていくと合併後の平成18年4月1日時点の170,800人から人口減少が長年続き14年が経過している。「国立社会保障・人口問題研究所」が公表した本市の人口推計では、2020年に161,270人と推計しており、2060年には115,385人まで減少すると予想されている。

これを受け『都城市まち・ひと・しごと創生総合戦略』『第2次都城市総合計画』では、2020年の市総人口を概ね162,000人とし、2060年の目標値を概ね133,000人と掲げて各種事業に取り組んでおり、これまでに平成29年度に49世帯108名、平成30年度には48世帯113名の移住実績を上げている。

イ 課題

本市の人口は、平成31年4月1日時点で160,722人となっており、本市独自の推計を下回っているのみならず「国立社会保障・人口問題研究所」の人口推計よりも低い数値となっている。大枠の課題として合併以降、転出が転入を超過する状態が続いているためこれを解消するための取組がこれまで以上に求められると考える。

(2) 調査研究の経過

政策提言に向けて、次のような調査研究活動に取り組んできた。

日 程	活 動	内 容
平成30年 3月15日	総務委員会 (委員間で討議)	今後の調査項目として、人口減少対策について行うことを決定
平成30年 10月25日	総務委員会行政視察 (神奈川県藤沢市)	シティプロモーションの取組について
平成31年 3月15日	総務委員会 (委員間で討議)	平成31年度の所管事務調査項目として「人口減少対策」を決定
令和元年 7月2日	総務委員会行政視察 (栃木県栃木市)	移住・定住の推進について

令和元年 7月 3日	総務委員会行政視察 (栃木県足利市)	結婚支援事業等について
令和元年 9月 24日	総務委員会 (委員間で討議)	平成 30 年度決算審査で移住・定住実績や婚活イベントの実績を確認
令和元年 11月 5日	総務委員会管内視察	市内で婚活イベントに取り組む 2 団体から市内の実情や実績等の聞き取りを行う
令和元年 11月 29日	全員協議会を開催	提言（案）についての討議
令和元年 12月 13日	総務委員会 (委員間で討議)	提言（案）についての討議
令和元年 12月 18日	全員協議会を開催	提言（案）についての討議

（3） 調査研究の内容

ア シティプロモーションの取組について（神奈川県藤沢市）

藤沢市では、平成 26 年度から 5 年間の「ふじさわシティプロモーション推進方針」を策定し、“市民への” 対内シティプロモーションを開始。キャッチフレーズ「キュンとするまち。藤沢」やロゴマークを活用した取組を行っている。

市民アンケートでは「市への愛着度 98%」「今後もすみ続けたい 97%」という高い市民満足度を得ており、株式会社読売広告社が実施した関東圏、関西圏の人口 10 万以上の都市を対象とした調査で「愛着、継続居住意向」で全国 1 位を記録している。

（ア） 統一的なプロモーションで市民一体化

キャッチフレーズやロゴを活用することはもとより、マスコットキャラクターを生かした取組を進め、テーマソングとダンスを製作。

（イ） ふじさわファンクラブを創設

市民への対内プロモーションを進める手段として「ふじさわファンクラブ」を創設し、平成 29 年度の会員数は 3,627 人となっている。

これらの会員があらゆる場面や SNS を活用して藤沢の魅力を発信。

（ウ） シティプロモーション委員会

藤沢市、商工会議所、観光協会、大学、市民団体等の代表者で構成する組織「ふじさわシティプロモーション委員会」を中心として、各種のつながりを構築し、市民と連携したふじさわシティプロモーションを推進。

イ 移住・定住の推進について（栃木県栃木市）

栃木市は、「住みたい田舎」ベストランディングにおいて空き家バンクの成約数が多い自治体、子育て世代が住みたい田舎部門で1位になっており若者世代が住みたい田舎、総合部門で2位、シニア世代が住みたい田舎部門で3位となっており、世代を問わず高い評価を得ている。

(ア) 空き家バンクの成約率全国1位

栃木市では、空き家バンクを平成26年度から開始し、空き家バンクの運営は宅建業協会に委託しており、空き家バンクサイトが非常に見やすく、遠方から閲覧した場合でもおおよそ物件の外観、内観が把握でき、購入後のリフォームイメージや居住イメージが立てやすいデザインとなっている。

物件の成約率は60%に上り、5年間の累計契約件数は200件を超えていている。

(イ) 多世代家族住宅新築等補助制度

市街化調整区域等に住む3世代以上が同居または、近居（2km以内）に住むため新築・購入・増改築等を支援する制度。

補助額は20万円であり、平成28年度から平成30年度の実績は200件。

(ウ) まちなか定住促進住宅新築等補助制度

市街化区域等に住宅を新築・購入した方に補助金を支給する制度。市内転居者向けでは新築15万円、中古住宅7万5千円の補助があり、50歳未満で5万円、子ども一人当たり2万円の加算があり最大補助額は30万円。

I J U補助金は新築30万円、中古住宅20万円の補助があり、40歳未満で10万円（50歳未満5万円）、子ども一人当たり10万円、市内勤務10万円（市外勤務5万円）の加算があり、最大補助額は100万円。制度活用者総数は平成28年度から平成30年度までの3年間で1,111件。このうち移住は299世帯870名に上る。

ウ 結婚支援事業等について（栃木県足利市）

栃木県足利市では、「出逢いのあるまち創出事業」として「観光と出逢い」を生かした婚活事業等を展開。縁結びの神様として知られる足利織姫神社等をうまく活用し、これらを「ご縁」というキーワードでつなぎあわせることで滞留型観光の創出と地域の活性化を図り、「出逢

いのあるまち「あしかが」として積極的なプロモーションを展開。

令和元年6月には、「第一回 恋人の聖地『地域活性化大賞』審査員特別賞」を受賞しており、全国各地から87件の応募があり、このうち16件が入賞を果たすなど、名実ともに恋人、縁結び、婚活の聖地となっている。

○あしかが婚活応援事業

民間主催の婚活イベントに「あしかが婚活応援事業」の名義を使用してもらうことで参加者の安心感を醸成。平成30年度は8件の使用があり、参加者数は425人。

実施されている婚活事業として、「足利織姫神社ナイトウエディング」「夜の足利ナイトウォーク」「足利ほろ酔いウォーク」「山コン鯉山プロジェクト」「織姫コン」「愛の鐘設置事業」等がある。

このうち「織姫コン」では、男性100名、女性106名が参加して行われ、59組のカップル成立の実績がある。

工 人口減少対策の現状（都城市）

本市の人口減少対策としては、「移住・定住促進事業」「若者が活躍する圏域へ！移住・定住パートナーシップ事業」「ライフスタイル創生！移住・定住推進事業」「移住・定住インターンシップ等推進事業」「移住・定住人材確保コーディネート事業」「移住・定住インターンシップ等加速化事業」等に取り組んでいる。

平成29年度の移住者数は49世帯108名、平成30年度は48世帯113名の移住者数となっている。令和元年10月からは、全国初となるLINEアプリを活用した事業を始めており、移住・定住相談を気軽にできる環境を構築しており、今後、運用による効果が期待される。

婚活支援については、業務委託の形で婚活支援事業を行っており、平成30年度は10事業開催されている。参加人数は総数274名であり成立カップル数は33組となっている。

空き家バンクについては、掲載内容、方法にばらつきがありサイト上では活用意欲がわきにくい。実際の数字として、これまでの活用件数78件、このうち移住による活用は19件であり非常に低い数字となっている。

また、空き家バンク登録物件を対象にしている「空き家リフォーム等補助金利用件数」は平成29年度0件、平成30年度3件となっており、非常に低調な結果である。若者の県外流出も依然として高い状況が見られる。

婚活支援事業については、婚姻数が年々減少し男女ともに未婚率が

上昇傾向にある中、業務提携団体の取組に任せている状態であり、参加者の傾向や求められていることなどをしっかりと把握した支援体制としては弱い。

この他、対外的なPRとして「都城市ファンクラブ」を展開し、すでに当初予定の2,000名を超える見通しとなり、補正予算が組まれたが、コンセプトがふるさと納税で生まれたきっかけをしっかりとつなぎとめることとしており、ファンクラブ会員対象は基本的に市外の方々となっている。市民が対象のファンクラブではないため、県外流出や定住に向けた取組としては活用しづらい。

(4) 提言

以上、本議会における人口減少対策に関する調査研究のまとめとして、以下の提言を行う。

○対内、対外の両面から行う人口減少対策の実施

人口減少対策として対内、対外両面からの取組を分かりやすく戦略的に行うこと。

- ① 対外的な取組として、現状の実績をより向上させるために、空き家バンクの内容改善や地域の魅力発信方法の改善と、移住後のイメージをわかりやすく提示すること。手段の一つとして、新たに開始したLINEアプリ事業での空き家バンク情報等との連携を図っていくことや、現在の相談窓口の在り方も含めて充実した措置を講じること。
- ② 対内への取組として、更なる郷土愛の醸成と住みたくなる、働きたくなる、子育てしたくなる都城をつくるための市民一丸となる取組として、市民加入型の「都城市ファンクラブ」を設けること。
- ③ 若者の県外流出率減少に向け、現在行っている高校生の企業見学ツアーについては、夏休み期間等を利用して小・中学生を対象とした企業見学ツアーも行うこと。
- ④ 婚活支援について、業務提携団体と積極的な意見交換を行い、現状を把握し、参加者の傾向に即した事業提案、支援を行うこと及び業務提携団体が運営しやすい環境を整えること。

2 子育て支援対策に関する提言

(1) 本市における現状及び課題等について

本市は、自然に恵まれた環境にあるが、近年、少子高齢化社会の進行や地域社会、家族のつながりの希薄化など、子どもを取り巻く環境が大きく変化し、安心して子どもを産み育てることが困難になりつつある。

そのような状況の中、本市においては、未来を担う子ども達がすくすくと元気に成長できるよう子育ての支援の充実を図り、安心して子育てができる町にするため、次のような計画等を策定するとともに相談窓口を設置し、子育て支援への施策を推進している。

ア 現状

(ア) 本市が策定している計画等

○第2次都城市総合計画

少子高齢・人口減少時代が本格化して行く中、本市の将来像を見据えた、総合的かつ計画的な行政運営の指針（子育て支援の充実などを含む）が挙げられている。

○都城市子ども・子育て支援事業計画

結婚、妊娠・出産、乳幼児期、学齢期（小学生）、思春期（中学生）のライフステージごとに施策を展開している。結婚から妊娠・出産、育児まで切れ目のない支援を行うことで、安心して子どもを生み育てることができ、すべての子どもが地域住民に見守られながら健やかに育つ環境整備が必要とある。

○都城市子育てガイド

子育てに関する制度について、市民に分かりやすく伝えるため、子ども・子育てに関する情報を1冊に集約している。

○都城市教育振興基本計画

施策の基本目標の一つに「次世代を担う子どもの学力向上と社会を生き抜く力の育成」とあり、「就学相談の充実」や「各学校と関係機関との連携の充実」など、特別な支援を必要とする子どもへの教育の推進が挙げられている。

○みやこのじょう子どもの未来応援計画

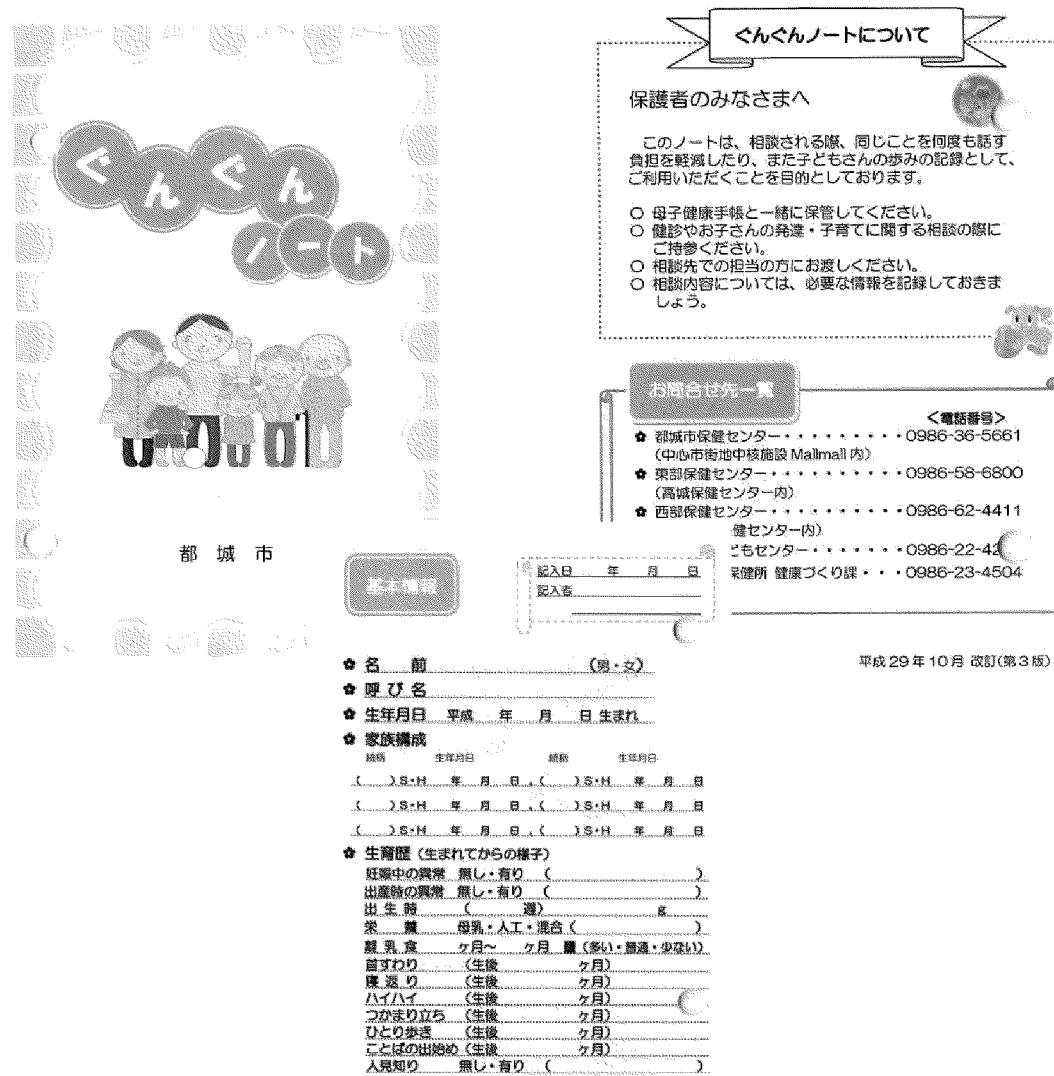
子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境の整備を図ることを目的とした国の法律等を踏まえ、市民・関係団体・行政機関等が積極的に連携し、チーム協働による包括的な支援体制の整備が進められている。

○都城市子育て・発達支援相談ガイド

発達に対してなんらかの困り感のある子どもに対して、支援の流れや相談機関・医療機関・療育機関などを記載した、相談・紹介等を円滑に行えるガイドで、発達支援等についての学齢期までの窓口を紹介している。

○ぐんぐんノート

相談する時、同じことを何度も話す負担を軽減したり、子どもの歩みの記録として利用することを目的としている。



(イ) 策定中の計画案

○第2期都城市子ども・子育て支援事業計画（案）

パブリックコメントを実施中（令和元年12月6日～令和2年1月14日）

○第3期都城市地域福祉計画（案）

パブリックコメントを実施中（令和元年12月3日～令和2年1月10日）

(ウ) 本市における子育て支援の相談・申請・手続の窓口及び内容

○こども課

子どもの医療費助成

児童手当

未熟児養育医療

児童扶養手当等ひとり親家庭支援

児童館・児童センター

○保健センター

乳幼児健診・相談

子育て・育児不安相談

母子健康手帳の交付

妊婦健康診査の一部助成

母子保健コーディネート

予防接種（医療機関で個別接種）

○保育課

幼稚園・保育所・認定こども園・認可外保育園等の利用

子育て支援センター

ファミリー・サポート・センター

病児・病後児保育

子育て短期支援（ショートステイ）

放課後児童クラブ

○福祉課（障がいのある子ども）

各種手帳の交付

医療費助成

障害児福祉手当

放課後等デイサービス等の各種サービス

○学校教育課

就学時健康診断

就学援助

特別支援教育就学奨励費（障がいのある子どもが対象）

教育相談・スプリング教室（適応指導教室）

○生涯学習課

家庭教育学級

放課後子ども教室

○保険年金課

国民健康保険の手続

出産育児一時金

国民年金保険料免除（産前産後期間）

○保護課

生活保護

※以下は、発達について何らかの困り感を持つ子どもや不登校などに対する
相談窓口

○子ども課

○福祉課

○保健センター

○学校教育課

○子育て支援センター（ぶれぴか・東部・山田・山之口・高崎）

○子ども発達センターきらきら

○南部福祉こどもセンター

○児童家庭支援センターゆうりん

○サポートセンターとほく・サポートセンターたかちは

○都城子ども療育センターひかり園

○都城発達障害者支援センター

○障がい者(児)基幹相談支援センター

○都城保健所

○障害児相談支援事業所

○こども療育センターによる巡回相談（窓口：南部福祉こどもセンター）

○特別支援教育チーフコーディネーター（都城きりしま支援学校）

○特別支援教育コーディネーター（都城きりしま支援学校・さくら聴覚
支援学校）

○明星視覚支援学校（視覚支援）

○エリアコーディネーター（明道小学校）

○通級拠点校通級指導担当（西中学校）

○特別支援教育コーディネーター（幼稚園・小学校・中学校・高等学校）

○スプリング教室（適応指導教室）

(エ) 現状を分析した結果

子育て支援の充実を図るための施策に対する窓口が煩雑化しているため、手続や相談窓口の場所が分かりづらい現状がある。

イ 課題

(ア) 現状を踏まえた課題

- 少子化対策は喫緊の課題であり、子育てしやすい町にしていくために煩雑な手續を改善し、相談しやすい体制作りに取り組む必要がある。
- 「どこに相談していいのかわからず、関係機関を探すのが大変だった」「子どもの発達サポートについて気軽に行けるところを知りたい」「子どもの発達の困り感を複数の窓口で同じことを何度も伝えないといけない」「支援の必要な子どもの情報が共有されていないため、的確な支援ができない」など、子育て支援体制の充実や情報の共有化が必要である。
- 子育てにリスクを抱えている保護者が相談する定期的な機会としては、保健センターで実施している3歳児健康診査(対象3歳6ヶ月から4歳未満)までとなっているため、その後から就学時健康診断までは、定期的に相談する機会がない。よって、その期間中に相談するための分かりやすい窓口が必要である。
- 「みやこのじょう子どもの未来応援計画」策定時の子どもの貧困対策推進に係る支援ニーズ・地域資源を把握するためのアンケート調査によると、アンケート調査有効回答者で生活困難世帯の割合は18.75%であった。この結果を見ると、子育てについて経済的な支援を必要とする家庭が気軽に相談でき、かつ、分かりやすい窓口が必要である。
- 特別支援教育の視点に立って子どもたちの教育的ニーズを把握し、その支援体制の充実や関係機関との連携が必要である。
- 子どもの発達や学びの連続性を踏まえ、保育所・幼稚園・認定こども園と小学校、小学校と中学校との連携の推進を図る必要がある。
- 文部科学省は、令和元年10月25日付で「不登校児童生徒への支援の在り方について」という通知を出した。その中に、「児童生徒理解・支援シート」を活用した組織的・計画的支援が挙げられており、「不登校児童生徒への効果的な支援については、学校及び教育支援センターなどの関係機関を中心として組織的・計画的に実施することが重要であり、また、個々の児童生徒ごとに不登校になったきっかけや継続理由を的確に把握し、その児童生徒に合った支援策を策定することが重要であること。その際、学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソ

一シャルワーカー等の学校関係者が中心となり、児童生徒や保護者と話し合うなどして、「児童生徒理解・支援シート」を作成することが望ましいこと。これらの情報は関係者間で共有されて初めて支援の効果が期待できるものであり、必要に応じて、教育支援センター、医療機関、児童相談所等、関係者間での情報共有、小・中・高等学校間、転校先等との引継ぎが有効であるとともに、支援の進捗状況に応じて、定期的にシートの内容を見直すことが必要であること。また、校務効率化の観点からシートの作成に係る業務を効率化するとともに、引継ぎに当たって個人情報の取扱いに十分留意することが重要であること。」とあり、「児童生徒理解・支援シート」を活用した関係者間における情報の共有が必要である。

- 「都城市地域子育て支援拠点事業実施要綱」第3条第2項の規定に、「事業実施者は、前項に掲げる事業のほか、地域全体で子育て環境の向上を図るため、多様な子育て支援活動を通じて、関係機関や子育て支援活動を行っているグループ等とネットワーク化を図り、連携しながら、地域の子育て家庭に対し、よりきめ細かな支援を実施するよう努めなければならない。」とある。

しかし、ネットワーク化されている関係機関はあるものの、関係機関同士の情報共有が十分に果たされていない現状がある。子育て家庭に対し、きめ細かな支援をするためには情報共有が必要である。

- 「ぐんぐんノート」を作成しているが、母子手帳と同じ大きさで、サイズが小さく、すべての保護者に配布されてはいない。

(イ) 課題を分析した結果

喫緊の課題である少子化に向けた対策を講じるためには、安心して子育てのできる環境が重要である。

よって、煩雑な窓口による手続を改善し、気軽に相談しやすい環境を整備するとともに、関係機関が情報を共有することにより相談に対する効率化を図ることが必要である。

以上、本市における現状と課題に対する分析結果を踏まえ、本市議会として、どうすれば子育て世帯を支援できるか、子育て支援対策について調査・研究を進めることとした。

(2) 調査研究の経過

政策提言に向けて、次のような調査研究活動に取り組んできた。

日 程	活 動	内 容
平成 30 年 10月 29 日	文教厚生委員会行政視察 (東京都足立区)	子どもの貧困対策「未来へつなぐ あだちプロジェクト」について
平成 31 年 3月 14 日	文教厚生委員会 (委員間で討議)	調査テーマを「子育て支援の充実 について」に決定
令和元年 7月 23 日	文教厚生委員会行政視察 (新潟県三条市)	子ども・若者総合サポートシステ ムについて
令和元年 9月 17 日	文教厚生委員会 (委員間で討議)	提言（案）についての討議
令和元年 10月 24 日	文教厚生委員会 (委員間で討議)	提言（案）についての討議
令和元年 11月 7 日	文教厚生委員会 (委員間で討議)	提言（案）についての討議
令和元年 11月 19 日	文教厚生委員会 (委員間で討議)	提言（案）についての討議
令和元年 11月 29 日	全員協議会を開催	提言（案）についての討議
令和元年 12月 13 日	文教厚生委員会勉強会 (保育課・福祉課)	第2期都城市子ども・子育て支援 事業計画（案）について 第3期都城市地域福祉計画（案） について
令和元年 12月 16 日	文教厚生委員会 (委員間で討議)	提言（案）についての討議
令和元年 12月 18 日	全員協議会を開催	提言（案）についての討議

(3) 調査研究の内容

ア 未来へつなぐあだちプロジェクト（足立区子どもの貧困対策実施計画）について（東京都足立区）

(ア) 調査の内容

足立区では、「治安・子どもの学力・健康寿命の短さ・貧困の連鎖」の4つのボトルネック的課題を根本的課題と位置付け、取組を進めてきた。特に貧困については、世代が変わっても、その状態から脱することができない「貧困の連鎖」が、より根深い問題であると認識し解決に努めてきたが、全庁的な取組には至っていなかった。

そのため、平成27年度に「未来へつなぐあだちプロジェクト（足立区子どもの貧困対策実施計画）」を策定し、本格的な取組に着手した。

そのなかの施策の一つに「推進体制の構築」があり、「つなぐシート」の活用によって、相談機能の連携強化を推進していた。

「つなぐシート」は、複数の悩みを抱えている相談者をより丁寧に支援し、確実に適切な相談窓口につなぐためのツールとして、全庁で使用が開始された。複数の悩みがあると気づいたら、できるだけ早い段階で「つなぐシート」を使用し、複数の相談機関との連携で、相談者の悩みの早期解決を図っている。

(イ) 調査の結果

「つなぐシート」は、連携先となる関係機関をつなぐ「つなぐシート」の活用により複数の悩みを抱える相談者に対して早期解決が有効である。

イ 子ども・若者総合サポートシステムについて（新潟県三条市）

(ア) 調査の内容

三条市では、虐待やいじめ、不登校、発達障がい、引きこもりなど、様々な問題で支援を必要としている子ども・若者に対し、乳幼児から就労に至るまで継続的かつ総合的な支援を行えるようにするために、子育て支援に関する窓口を一本化し、子ども・若者総合サポートシステムを整備している。

a 子育て支援に関する窓口の一本化

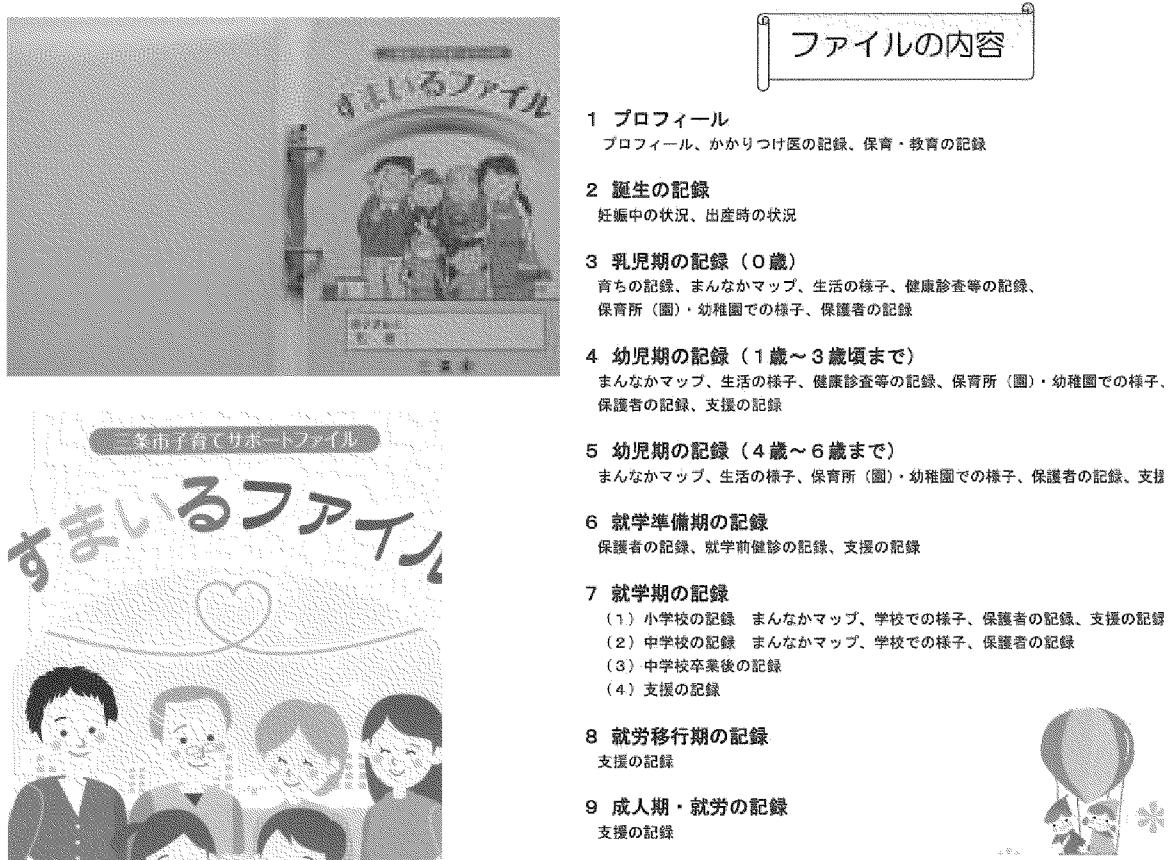
子育て支援に関する窓口が分散され分かりにくい現状を踏まえ、組織機構を見直した。その結果、これまで福祉保健部内の3課の所管であった児童福祉、母子保健・子ども予防接種、妊婦・子ども医療の担当と、教育委員会内の2課の所管であった家庭教育、幼児教育の担当を一つの課にまとめることとした。

これに伴い、平成20年4月から教育委員会のなかに「子育て支援課」を設置し、市民が分かりやすいワンストップの窓口を実現した。

b 子育てサポートファイル「すまいるファイル」の活用

「すまいるファイル」は、出生時に全ての子どもに配付し、子どもの診断歴や発達の記録、個別の支援計画などを保護者が記入することにより、子どもに関する情報を保護者の下で一元管理することができる。

また、子どもの発達の遅れや障がいなど不安を抱える保護者が相談や支援を必要とした場合、子どもの支援に関わる関係機関は、保護者が持参した「すまいるファイル」の内容を参照することにより、子どもの発達経過や様子、支援の経過、現状等を把握できる。



c 個人情報の共有

子育て支援課（子どもの育ちサポートセンター）が教育委員会の中にあるメリットを最大限に生かし、関係機関との情報共有を進めている。また、情報の一元管理のために、子育て支援課（子どもの育ちサポートセンター）で個人の支援台帳「子ども・若者支援台帳」を作成し、各支援機関の協力により随時情報を更新している。

なお、児童虐待や問題行動に対しては、早期に対応しなければならないことから、保護者等からの同意書を求めるうことなく、関係機関と連携して迅速に対応している。

さらに、障がい・ひきこもりなどで支援が途切れてしまう、または他の関係機関の支援も検討する必要がある場合は、相談時に説明書を渡し、同意書をいただき、関係機関で情報を共有している。

(イ) 調査の結果

子育てサポートファイル「すまいるファイル」を活用することにより関係機関と情報を共有するとともに、子育て支援に関する窓口を一本化することにより情報を一元化し、関係機関が連携して個に応じた支援を行えるようにするシステムは有効である。

ウ 第2期都城市子ども・子育て支援事業計画（案）及び第3期都城市地域福祉計画（案）について（都城市保育課・福祉課）

(ア) 調査の内容

第2期都城市子ども・子育て支援事業計画（案）の中に、「ライフステージ共通施策として「子育てに関する総合的な相談や支援制度の紹介をワンストップで行うことのできる相談体制の充実に努めます。」とある。

第3期都城市地域福祉計画（案）の基本理念及び基本方針の中に、「相談窓口の充実として「地域生活における心配事や困りごと、制度の狭間による課題に対しても気軽に相談でき、解決に向け助言や支援を受けられるように、相談体制の充実を図ります。」とある。

包括的な支援体制を構築するための手立てとして「ご紹介シート」の活用が図られている。

(イ) 調査の結果

第2期都城市子ども・子育て支援事業計画（案）にある「子育て

に関する総合的な相談や支援制度の紹介をワンストップで行うことのできる相談体制の充実に努めます。」のなかの「ワンストップ」とは、相談を受けた担当がコーディネートし、相談機関等につなげ、支援がつくまでを見届けることである。

第3期都城市地域福祉計画（案）では、相談窓口の充実が図られており、包括的な支援体制の仕組みづくりも計画されている。本市の相談支援体制のための「ご紹介シート」は、現在の困り感から出発しており、相談に来られた市民が「ご紹介シート」を記入するのではなく、対応にあたる担当者が記入することとなっている。

（4） 提言

以上、本議会における子育て支援対策に関する調査研究のまとめとして、以下の提言を行う。

○子育て支援に関する手続のワンストップ化に向けた総合子ども窓口の設置

少子化対策の一環として子育てしやすい環境を整備するため、総合子ども窓口を設置し、子育て支援に関する手續がワンストップでできるようにするとともに、保護者等からの発達相談も含めた子育て支援の相談についてコーディネートができる仕組みを作ること。

○相談内容の情報一本化に向けた子育てファイルの作成

複数にまたがる相談機関の窓口で、同じことを何度も話す負担を軽減したり、子どもの歩みを記録することを目的に作られた「ぐんぐんノート」を「子育てガイド」とまとめ、相談内容の情報が一本化するよう保護者が記入できる子育てファイルを作成すること。

なお、必要な時には同意書を取り、関係機関で情報が共有できるシステムを構築すること。

3 外国人との共生社会実現に関する提言

(1) 本市における現状及び課題等について

ア 現状

本市における外国人の数は年々増加傾向にあり、平成28年964人、平成29年1,101人、平成30年1,319人となっている。

在住する国籍も年ごとに変化に富んできており、平成28年、平成29年は中国人が一番多かったが、平成30年にはベトナム人が一番多くなっており、インドネシア人、カンボジア人も増加で推移しており、『第2次都城市総合計画』では、市民一人ひとりが「国際社会の一員である」ことを自覚し行動することが必要であると記載されている。

イ 課題

外国人が増加している背景には、外国人技能実習生制度が大きくかかわっており、今後5年間在留する外国人もでてくる中、市民との相互理解が進まず、言葉の壁や外国人に対する不安が浮き彫りになっており、本市においても国籍や民族の違いにかかわらずともに歩んでいける多文化共生社会の実現が課題となっている。

(2) 調査研究の経過

政策提言に向けて、次のような調査研究活動に取り組んできた。

日 程	活 動	内 容
平成31年 3月 15日	総務委員会 (委員間で討議)	今後の調査項目として、人口減少対策について行うことを決定 その一環として外国人との共生についても調査する旨決定
令和元年 4月 17日	総務委員会 (委員間で討議)	委員会の議題として、技能実習について検討
令和元年 4月 24日	総務委員会 (委員間で討議)	委員会の議題として、国際交流等について検討
令和元年 7月 1日	総務委員会行政視察 (群馬県伊勢崎市)	外国人の生活や定住及び就労等について
令和元年 11月 29日	全員協議会を開催	提言(案)についての討議

令和元年 12月13日	総務委員会 (委員間で討議)	提言（案）についての討議
令和元年 12月18日	全員協議会を開催	提言（案）についての討議

（3） 調査研究の内容

ア 外国人生活支援について（群馬県伊勢崎市）

伊勢崎市では、コミュニケーションが十分でない外国人住民のため平成3年8月より外国人相談窓口を開設している。伊勢崎市に居住する外国人の数は12,000人余りである。相談窓口を利用する外国人は年間3,000人を超える状況であり、外国人との共生社会実現に向けて日々取り組んでいる。

（ア） 優秀な職員の確保と翻訳機の活用

外国人相談窓口の主な対応者は、英語・タガログ語・スペイン語・ポルトガル語・日本語の5か国語を話せる非常勤職員の方がメインで対応。

この他、リアルタイム総合翻訳を可能とする翻訳機やタブレットを活用した翻訳アプリを使った対応も見られた。

（イ） 行政文書の翻訳

納税通知書や健康診断書、ゴミ出しなどの行政文書を必要に応じて6か国語（英語・中国語・ポルトガル語・スペイン語・タガログ語・ベトナム語）に翻訳して対応している。

（ウ） 日本語講座を初めとする各種講座の開催及び行政資料発行

市からNPOに委託をして在住外国人のための「日本語講座」を開催。

この他、外国人向け生活オリエンテーション、多文化理解講座、外国人生活ガイドブック、防災マップなど実際に20を超える事業を展開している。

イ 外国人との共生に関する取組（都城市国際化推進室）

本市には中国、モンゴル、オーストラリア出身の3人の国際交流員があり都城市内の小・中学校や生涯学習の講座・イベント等で、出身国の文化や習慣を紹介するなどの活動を行っている。

また、都城国際交流協会（MIA）と連携した各種事業を展開しており毎年1月には「ワールドフェスタ」を開催しており、多文化共生社会の実現に向けて取り組んでいる。

この他、中国語講座やモンゴル語講座等の開講や「外国人市民のための生活安全・交流会」を定期的に開催するなどしており、市民と外国人の共生、交流に向けた取組も続けている。

しかしながら、増え続ける外国人技能実習生への対応等は非常に弱く、地域に居住している実態があるにもかかわらず、公民館活動や地域住民との共生に向けた事業は展開されていない。

また、外国人市民に対し「日本語講座」も開催されているが、事前申し込みが必要であることや開催場所が1か所に限られているなど充実した支援体制とはいえない。

この他、市民に対して相互理解のための外国語講座や交流の場を創出する働きかけを行っているとはいえない状況も見られる。

（4） 提言

以上、本議会における外国人との共生社会実現に関する調査研究のまとめとして、以下の提言を行う。

○市民と外国人との交流・共生を促す事業の実施

外国人との共生社会実現に向けて、在住外国人の支援をこれまで以上に積極的に行い、市民に対しては共生社会実現に向けた事業を展開すること。

- ① 外国人相談窓口を広く周知するとともに、タブレットや翻訳機を活用し多言語に対応できる環境をいち早く整えるとともに、多言語エキスパートの採用を行うこと。
- ② 在住外国人及び外国人技能実習生向けの日本語講座開催や生活安全講座等の実施や案内を雇用主等と協力・連携のもと積極的に行うとともに、市内各地で開催できる体制を構築すること。
- ③ 市民に対し、外国人在住の状況をしっかりと伝えるとともに、不安等を取り除くため、都城国際交流協会（MIA）や雇用主等と協力・連携のもと交流の場を創出するとともに多文化共生社会実現に資するあらゆる支援事業を行うこと。

4 居住環境の整備(空き家等・市営住宅跡地利用)に関する提言

(1) 本市における現状及び課題等について

ア 現状

(ア) 空き家等対策

- a 平成 27 年度：府内空家等対応スキームの整備・府内連絡調整会議の設置
- b 平成 28 年度：空家等対策計画の策定・空家等対策協議会設置・実態調査
- c 平成 29 年度：特定空家等判定委員会設置・実態調査
- d 平成 30 年度：実態調査結果精査(市内 1,985 件空家等確定)・特定空家等
判定基準策定・8 案件について特定空家等に認定

本市は現在、空き家等の実態調査を終了し特定空家等判定基準を策定して、特定空家等候補について協議会の開催・特定空家等判定委員会を開催する段階である。本市においても、空き家等情報バンクの推進・移住者を対象とした空き家リフォーム工事・不要物の撤去費等の補助施策等は実施されているが、空き家・空き地等の適正管理・有効活用に関する条例や空き家再生事業・除却補助制度等については、現在、検討されている状況である。

(イ) 市営住宅跡地利用

本市の市営住宅跡地は、令和元年 10 月現在、用途廃止・解体済み跡地が 2 か所(第二中野団地・第一有水団地)、用途廃止・建て替え済みで一部用地内の更地が 1 か所(王子原団地)ある。

岩渕団地は 7 棟中、入居者なしの 2 棟が 10 年前に用途廃止・解体済みで更地となっている。

第二中野団地は平成 24 年に、第一有水団地は平成 26 年に解体済みとなっている。王子原団地は平成 24 年に建て替えられ、敷地内的一部が更地となっている状況である。

イ 課題

(ア) 空き家等対策

少子高齢化による空き家対策の課題は、全国共通の課題であるが、本市の空き家の 65.8%が適正に管理されていない空き家の可能性が高い状況である。

1 人暮らしの高齢者が施設等に入居された後の空き家となる家屋や、所有者が遠方に居住されて空き家になっている状況を把握する施策等も課題である。空き家情報の周知啓発と適正な空き家等の管理が必要である。

(イ) 市営住宅跡地利用

市営住宅の跡地は、用途廃止され解体・更地になって、5年～10年以上経過している跡地がある。更地となっている跡地・建て替え余剰地のある市営住宅等は地域コミュニティの活性化施策等に反映する必要がある。

(2) 調査研究の経過

政策提言に向けて、次のような調査研究活動に取り組んできた。

日 程	活 動	内 容
平成 30 年 10月 16 日	建設委員会行政視察 (兵庫県養父市)	空き家取得と付属する農地等の取得規制緩和制度・課題等について
平成 31 年 3月 14 日	建設委員会 (委員間で討議)	建設委員会所管事務調査・政策提言の考え方等について
令和元年 5月 28 日	建設委員会管内視察	市営住宅跡地(岩渕団地・第二中野団地)の現状・課題等について
令和元年 10月 7 日	建設委員会行政視察 (大阪府松原市)	危険空家除却補助金の取組と同補助金に係る固定資産税の一部減免施策と課題等について
令和元年 10月 9 日	建設委員会行政視察 (大阪府泉南郡岬町)	岬町空き家及び空き地の適正管理及び有効活用に関する条例の制定・課題等について
令和元年 10月 24 日	建設委員会 (委員間で討議)	提言(案)についての討議
令和元年 11月 19 日	建設委員会 (委員間で討議)	提言(案)についての討議
令和元年 11月 29 日	全員協議会を開催	提言(案)についての討議
令和元年 12月 13 日	建設委員会 (委員間で討議)	提言(案)についての討議
令和元年 12月 18 日	全員協議会を開催	提言(案)についての討議

(3) 調査研究の内容

ア 空き家・空き地等へ対策について

(兵庫県養父市・大阪府松原市・大阪府泉南郡岬町)

行政視察により、危険空家除却補助施策・除却後の固定資産税の一部減免施策、空き家取得と付属する農地の取得規制緩和施策、岬町空き家及び空き地の適正管理及び有効活用に関する条例等について、調査研究した。

空き家等の対策については、全国的な共通の課題であり各自治体においても条例の制定・各種の補助・支援策等の空き家対策計画を推進している。

本市の空き家等の状況は、住宅・土地統計調査によると総住宅数に占める割合は平成25年で16.8%である。空き家等の中で65.8%が適正に管理されていない可能性の高い空き家の割合が高くなっている状況である。

空き家等を適正に管理して、特定空家にならない施策により、空き家等の有効活用を促進する必要がある。

イ 市営住宅跡地の現状について（都城市建築課 第二中野団地・岩渕団地）

管内視察により、下長飯町の岩渕団地・梅北町の第二中野団地跡地の現状を確認し課題等について把握した。岩渕団地は10年前に7棟中、全世帯が退去した2棟を用途廃止・解体して更地になっている。将来的には、更地部分を含めて一体的利活用を原則として検討する予定である。

第二中野団地は平成24年に用途廃止・解体し現在、更地になっているが、隣地との越境問題が判明し、協議している状況である。

地域住民からも、長期に更地となっている跡地の有効活用についての要望等があり、利活用等についての計画推進が必要である。

(4) 提言

以上、本議会における居住環境の整備（空き家等・市営住宅跡地利用）に関する調査研究のまとめとして、以下の提言を行う。

○空き家・空き地等の適正管理施策の推進

本市の空き家等対策計画に基づき、空き家等の安全対策と措置の視点から、特定空き家等にならないよう適切な管理を行う施策が必要である。所有者が遠方に居住している場合などの対策として、所有者に代わって空き家等の管理を依頼する民間事業者等と協定を締結する等の施策を講じ、空き家等が管理不全な状態になることを防止して、生活環境の保全と安全で安心して暮らせるまちづくりの施策を推進すること。

○市営住宅跡地の有効利活用の促進

市営住宅跡地の利活用等について、用途廃止となり解体して10年近く経過している跡地は利活用計画等に基づく有効活用を図ること。利活用の見込みが無い場合は、本市の公有財産等の有効利活用計画に基づき、売却等の早急な措置を講ずること。

5 防災・減災対策に関する提言

(1) 本市における現状及び課題等について

ア 現状

(ア) 本市では、大規模災害時の後方支援拠点としての役割を担うべく、県内の関係市町村と連携を図りながら各種体制作りに取り組んでいる。

後方支援を想定した訓練や定住自立圏にある市町村消防団との消防団広域連携訓練等を実施している。

平成 29 年度には、指定避難所の見直しを行い耐久性を備え、多人数を収容できる地区公民館や学校体育館などの公共施設が新たに指定された。

また、自助・共助の取組に向けた意識醸成を図るため、自治公民館による自主防災組織の結成を推進しており現在 90% の結成率となっている。

この他、民間企業等と災害時応援協定を締結するなどしており、災害時の防災力向上に取り組んでいる。

(イ) 本市では、台風・集中豪雨等で 24 時間雨量が約 350 ミリを超えると、約 10 か所の同一地域が過去 20 年間にわたり床上・床下浸水の被害を受けている。今年の 7 月の集中豪雨でも 90 件の浸水被害が発生している。

また、道路冠水による通行止め箇所も毎回同一地域であり、今年 7 月の集中豪雨では、28 か所の路線で道路冠水の為に通行止めとなっており、市民生活に影響が出ている。

台風・集中豪雨の度に同一地域が床上・床下浸水及び道路冠水で通行止めになる要因は内水氾濫である。市民の生命・財産の保持、市民の安心安全な生活環境を維持構築する対策が必要である。

(ウ) 本市が管理する普通河川の維持管理計画等はないが、通常時は浚渫及び倒木の撤去等の維持管理は実施している。台風・大雨等によって損傷を受けた場合は、災害復旧等で適時対処している。また、日常的な点検は実施していないが、市民からの苦情・要望があればその都度対応している状況である。また、国・県が管理する河川で水害等を想定した整備計画等は土木事務所にもなく、被害が発生したら対応する状況である。

都城土木事務所管内事業調整会議が宮崎県都城土木事務所と都城市・三股町の 3 者で構成され、都城土木事務所が事務局となって年 1 回 8 月頃に開催されている。会議の目的は、宮崎県が管理する国県道や河川等において、地域住民から受けた要望や自治体が整備をお願いしたい要望に関して意見交換や県の事業概要に関する説明等が実施されている。

大淀川水系水防災意識社会再構築協議会は、国土交通省を事務局として、気象庁・大淀川流域等の関係機関で構成され、年1回5月頃に開催されている。

会議の目的は台風や豪雨など、近年大規模な浸水被害、土砂災害が頻発していることを踏まえ、国・県・市町が連携・協力して、減災のための目標を共有しハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することである。

本市の管理する普通河川等の整備・維持管理計画はなく、被害が発生したら対応する、市民からの苦情・要望があれば対応するのが現状である。

イ 課題

(ア) 市民の防災力向上については、いまだ後方支援拠点都市の住民として実感のない市民も多くいる現状である。せっかくの自主防災組織も結成をしたものの自主訓練等を行っていない組織があるなどの課題も見られるほか、大規模訓練時に自主防災組織との連携が弱いこともあり、いざという時の自助・共助はもとより、後方支援拠点としての防災体制の在り方には課題が多い。

さらに、平成29年に見直された一次避難所の中には、浸水想定区域にある施設、河川のすぐそばにある施設が指定されている場所があり、昨年には河川氾濫により一次避難所に避難できないケースがあるなどの課題が浮き彫りになっている。

この他、消防団員の確保や災害時の拠点となる消防団詰所の老朽化や設備不足等の課題も見受けられる。

(イ) 本市の雨水整備計画に基づき、雨水幹線の整備や排水機場・雨水ポンプ施設・雨水調整池・移動式ポンプ等の設置等の対策がされているが、過去約20年近く同一地域で内水氾濫が発生している。雨水幹線の整備・新たな幹線水路等の整備が必要である。

(ウ) 本市が管理する普通河川の整備・維持管理計画等は作成されておらず、日常的な河川の点検も実施されていないのは、河川の氾濫等の防災対策の面から検討を要する課題である。

都城土木事務所等が管理する河川整備計画等についても、河川災害を未然に防止・減災する計画等がないのは、市民の生命・財産を守る観点からしても検討を要する課題である。

(2) 調査研究の経過

政策提言に向けて、次のような調査研究活動に取り組んできた。

日 程	活 動	内 容
平成 30 年 5月 16 日	建設委員会勉強会	上下水道事業・排水機場・排水ポンプの特性諸元・課題等について
平成 30 年 10月 17 日	建設委員会行政視察 (大阪広域水道企業団)	災害に強い下水道施設の整備・災害対策・課題等について
平成 30 年 10月 18 日	建設委員会行政視察 (大阪府富田林市)	排水設備・管渠工事・管渠維持管理等の整備の在り方・課題等について
平成 30 年 11月 6 日	建設委員会管内視察	浄水場(一万城・浄化センター)の状況・課題対策等について
平成 31 年 3月 14 日	建設委員会 (委員間で討議)	所管事務調査等・政策提言の考え方等について
令和元年 5月 28 日	建設委員会管内視察	河川の整備状況(萩原川・安久川・姫城川・小田川・山田川)と課題等について
令和元年 7月 11 日	建設委員会勉強会	河川整備の在り方・排水機場の能力・排水設備の現状・課題等について
令和元年 9月 25 日	総務委員会	決算審査時の質疑の中で、消防団詰所の充実について意見あり
令和元年 10月 8 日	建設委員会行政視察 (兵庫県高砂市)	河川・下水道・調整池等による総合治水施策・普通河川整備計画・課題等について
令和元年 10月 18 日	総務委員会 (委員間で討議)	防災対策として管内視察を行うことを決定
令和元年 10月 24 日	建設委員会 (委員間で討議)	提言(案)についての討議
令和元年 11月 5 日	総務委員会 及び 建設委員会管内視察	下川東～志比田～鷹尾1丁目～西町の浸水想定区域及び内水氾濫地域の現状視察・排水設備等の課題等について
令和元年 11月 19 日	建設委員会 (委員間で討議)	提言(案)についての討議
令和元年 11月 29 日	全員協議会を開催	提言(案)についての討議
令和元年 12月 13 日	総務委員会 及び 建設委員会 (委員間で討議)	提言(案)についての討議
令和元年 12月 18 日	全員協議会を開催	提言(案)についての討議

(3) 調査研究の内容

ア 市内の万年浸水地域の現地調査を実施

長年、浸水被害に悩まされている地域の現地調査を総務委員会及び建設委員会の合同で実施。

現状を確認するとともに、排水機場・調整池等の水害対策施設を現地・現物で確認し施設等の能力・運用上の課題等について把握した。また、河川の整備状況についても現地を確認して、決壊氾濫が想定される河川等の状況を把握し整備の必要性を確認した。

現在の排水設備・ポンプ施設等の雨水処理能力では内水氾濫対策としては不十分である。

(ア) 下川東での内水氾濫対応が課題

この地域では、長年にわたり大雨時の浸水被害に苦しんでいる実情があり、今回の現地調査のきっかけにもなった地域である。

浸水被害を防ぐために、移動式のポンプを5本設置して排水対応をしているが、水路には $25\text{ m}^3/\text{秒}$ の水が流れてくるのに対し、 $2.5\text{ m}^3/\text{秒}$ の排水ポンプで対応していることを確認。

移動式ポンプの設置にはクレーンが必要となりゲリラ豪雨時等に即時対応が難しいケースが出る可能性も示唆される。

(イ) 志比田調整池

7月の豪雨災害時には、調整池としての能力を発揮し周辺の浸水被害は発生していない。

(ウ) 市営宮丸西団地付近（鷹尾1丁目）

下川東と同様に移動式ポンプによる排水対応を行っている。内水量は $2.4\text{ m}^3/\text{秒}$ に対し、ポンプ能力は $0.5\text{ m}^3/\text{秒}$ で対応している旨の説明。

現場河川の状況から、川に堆積している土砂除去の必要性があることも確認。

(エ) 姫城川排水機場（西町）

姫城川浄水機場の排水能力は $5\text{ m}^3/\text{秒}$ であり、過去の水害をもとに処理能力を想定すると、大幅な被害低減が図れる施設であることを確認。

イ 総合治水対策について（兵庫県高砂市）

建設委員会行政視察において、浸水被害から市民の命と生活を守る「総

合治水」の推進を目指す取組として、水害対策・耐震施策である排水設備・管渠維持管理の整備等や河川下水道・ため池・調整池等による総合治水対策について視察研修した。

具体的な対策として、降った雨を早く安全に流す事を基本とし、川幅を拡げたり・雨水ポンプ施設の整備や雨水管を設置する等のハード整備に加え、兵庫県の総合治水条例に基づく地域総合治水推進計画をもとに、市・市民及び事業者が協働して取組を行い、河川下水道対策・流域対策・減災対策を実施している。

また、河川の整備・維持については、河川整備計画に基づく排水機場の設置・河川改修事業による河道改修や橋梁改築等の整備により、河川内の樹木・土砂等の流水の妨げとなる物の撤去・流下能力の低い箇所等に対する河道の拡幅・河床の掘削等を行い、外水氾濫・バックウォーター現象等への対策を実施している。

ウ 本市河川の整備状況について（都城市 維持管理課）

建設委員会管内視察において、安久川・姫城川・小田川・山田川の現地視察を実施して河川の整備状況等を確認した。安久川は河川幅が約50mあるが、土砂等の堆積により、流れる川幅は7～10m程度で台風等の大霖・集中豪雨時には、越水して水田等に氾濫する可能性があり河川改修工事等が必要である。

姫城川は川幅が5～7m程度と狭く、更に土砂の堆積・雑木等により台風等の大霖時には越水して住宅地に氾濫する箇所があり、河川改修工事等が必要である。また、排水機場への排水河川としても改修工事等が必要である。

小田川は、過去の洪水被害への対策事業として改修工事が完了している。

山田川については、大規模特定河川事業として県が施工し、流下能力不足による洪水対策・治水安全度の向上を図るために、施行延長6,140m(丸谷川・山田川)のうち山田川の1,940mを施行中である。

エ 研修・勉強会について（都城市 上下水道局・維持管理課）

建設委員会の勉強会において、本市の河川管理・整備の概要、本市で管理する普通河川等の整備状況、河川を管理する土木事務所・河川国道事務所との連携要領、河川整備に起因する防災対策・維持管理の概要や、雨水対策施設でもある排水機場の役割・特性諸元・排水ポンプ等の能力等を把握するとともに、河川の外水氾濫を防止するための排水機場の運用等について研修した。

(4) 提言

以上、本議会における防災・減災対策に関する調査研究のまとめとして、以下の提言を行う。

○防災・減災力の向上に資する事業の実施

後方支援拠点としての防災・減災力の向上を図るため、現状の課題に対ししっかりと対処できる事業を展開するとともに、市民参画のもとに防災力・減災力の向上にこれまで以上に向き合い取り組むこと。

- ① 避難所（一次・二次）について、建物そのものの安全性だけでなく、市民の避難経路や周辺の状況、過去災害の有無などを再度見直し、これからの大規模災害時に市民の安心安全を図れる施設を指定すること。
- ② 災害時に各地域で重要な役割を果たす消防団については、資機材の充実のみならず、長時間にわたり待機する詰所について、老朽化や統廃合による建て替えはもとより、既存詰所のトイレや空調設備などの充実を図るための取組を促進すること。
- ③ 自主防災組織については、結成率は高い数字となっているが、災害の際に実際に活動できるよう、助言・連携・支援を積極的に行うこと。

○内水氾濫対策の推進

内水氾濫地域の地形的特性等に基づく排水設備・管渠工事・雨水幹線整備に関する調査研究結果に基づき、市民の生命・財産の保持、市民の安心安全な生活環境の維持構築を図り、雨水処理能力の向上を推進するため、床上浸水・床下浸水・道路冠水地域の幹線水路の整備・調整池・貯留池等を整備すること。併せて機動力のある排水ポンプ車等の早急な配備・運用を図ること。

○本市の管理する普通河川の防災対策・減災施策の策定

本市の管理する普通河川の災害が想定される河川の整備・維持管理計画等を作成して、最近の気象状況を踏まえた台風・集中豪雨等からの防災対策・減災施策を実施すること。

○都城土木事務所等との防災対策等に関する連携強化

国・県が管理する河川等に関する事業調整会議・水防災意識社会再構築協議会との連携を益々密にして、地域住民からの要望・自治体としての整備・防災対策等に関して、調整会議等の開催回数を増やす等の連携強化を図ること。

